

## 第6章 包括的なバリアフリーの実現に向けて

### 1.基本構想の推進体制

#### (1) 施設設置管理者、関係行政機関、障害者団体、NPO等の連携・協力

この基本構想では、重点整備地区における生活関連施設および生活関連経路のバリアフリー化に関する事項を定めています。以降、基本構想の内容に基づいて、各施設設置管理者等がそれぞれ特定事業計画を作成し、バリアフリー化事業を実施していくことになります。事業の実施にあたっては、施設設置管理者、関係行政機関、障害者団体、NPO等が緊密に連携し協力しながら、総合的な対応を行っていきます。

#### (2) 市民参画・関係者連携による取り組みの継続

本市では、この基本構想の策定にあたり、障害者団体、NPO、施設設置管理者等など市民や関係者が参加した協議会や検討部会の運営により、現地点検調査や計画案づくりに取り組みました。また、音響式信号機の整備においては、視覚障害者の協力により音の調節を行うなど、整備時に利用者の意見を考慮しながら具体的な設置方法について検討し、整備を実施しました。

今後も、利用者意向に即した、きめ細かなバリアフリー化を進めていくためには、バリアフリー推進に係る関係者の連携が重要であることから、施設設置管理者、関係行政機関、障害者団体、NPO、市民等が連携・協力するバリアフリー推進協議会の運営を、より活性化するよう努めます。

#### (3) 市民の責務の明確化

基本構想の実現に向けては、バリアフリーに対する市民の理解と協力が必要です。

市民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活および社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、これらの者の円滑な移動および施設の利用を確保するために協力するよう努めなければなりません。(バリアフリー新法第7条)

移動の障害となっている違法駐車、放置自転車の禁止、自転車の通行マナー向上等については、市民の協力が必要であり、本市では市民の責務を明確にするために、広報活動、啓発活動、教育活動等を進めていきます。

## 2.心のバリアフリーの推進

バリアフリーの推進にあたっては、旅客施設や建築物、道路等のハード面の整備とあわせて、市民のバリアフリーに対する意識の向上や介助といったソフト面の取り組みが必要です。

また、家庭をはじめ学校、地域における人権教育等を通して助け合いの心やボランティア意識の醸成など、心のバリアフリーを推進することが重要です。

心のバリアフリーの推進施策としては、意識啓発と人材育成活動が考えられ、本市では、関係行政機関をはじめ、施設設置管理者、障害者団体、NPO等との連携・協力を図りながら、次のような取り組みを継続的に行うものとします。

### (1) 意識啓発

1) バリアフリーに対する意識の向上、介助等に関する理解を深めるための啓発 (例) ●市広報紙、ホームページでのPR ●FM放送でのPR ●交通機関、公共施設等でのPR など
2) 不法駐輪・駐車、商品・看板はみ出しの規制のための啓発 (例) ●市民に対するPR ●商店街との協力による放置自転車の規制 など
3) 参加・経験を通じたバリアフリーに関する学習機会等の提供 (例) ●駅等での介助研修および介助体験イベントの開催 ●家庭での人権教育、福祉教育 ●教育機関等におけるボランティア学習への取り組み ●児童用の副読本の発行 など
4) バリアフリー関連情報の発信による啓発 (例) ●バリアフリー化の進捗等に関する情報発信 など

### (2) 人材育成

1) ボランティア(※)の育成等 (例) ●幅広い年齢層を対象としたボランティアの育成 など ※困っている障害者等に声をかけて簡単な手助けを行うことができる人などを意味します。
2) 各交通事業者や建築物等の施設設置管理者における教育・訓練の充実 (例) ●接客サービス向上を目指した社員教育・訓練の実施 など

### 3.バリアフリーのさらなる拡充と展開に向けて

#### (1) まちづくりとの一体的推進

バリアフリー基本構想は、市域全域におけるバリアフリー化の基本理念と基本的な方針および、重点整備地区における駅や道路等のバリアフリー化の整備方針と整備項目等を定めたものですが、バリアフリー新法による枠組みだけでは解消できない都市問題や技術的な課題も残されており、都市の面的な開発や長期的な社会基盤整備など、まちづくりの視点からの取り組みに委ねられる部分も少なくありません。

本市では、都市計画マスタープラン等の上位計画や地区におけるまちづくり等と連携を図りながら、一体的なバリアフリー化の拡充を図ります。

#### (2) 生活関連施設・生活関連経路に選定されていない施設等の整備

既存の特定建築物や都市公園、道路については、バリアフリー新法において移動等円滑化基準へ適合させるよう努力義務が課せられています。また、大阪府福祉のまちづくり条例（以下「府条例」という）では、条例施行前に既にあったバリアフリー化の対象となる施設は、条例で定める基準に適合しているかどうかの調査を行い、知事に報告するよう義務づけられていることから、これらの法令等により、個々の既存の施設についても改修時等にバリアフリー化が進められることとなります。

一方、重点整備地区内においては、一体的なバリアフリー化を図ることが重要であることから、生活関連経路の沿道に立地する飲食店や小売店、銀行等の特定建築物に対し、バリアフリー化への意識向上を図るなどの働きかけを行っていきます。

#### (3) バリアフリー基本構想と福祉移送サービスの連携\*による交通システムの構築

バリアフリー基本構想においては、公共交通機関をはじめ、駅前広場や道路、建築物、都市公園等のバリアフリー化を進めることが主眼に置かれています。一方、本市では、全国に先駆けて、高齢者・障害者など外出の困難な人を対象にドア・ツー・ドアの個別移送・移動を行う福祉移送サービスの取り組みを行っています。特に、本市では、独自に「枚方市地区福祉移送サービス運営協議会」を設置し、市内の高齢者や障害者などを対象に、共同配車センターのボランティアをはじめ、NPO法人、社会福祉法人が福祉移送サービスを行っています。

誰もが自立して外出・社会参加できるまちの実現のためには、これらの公共交通施設のバリアフリー化と福祉移送サービスが相互に連携し、きめ細かい交通システムの構築に向けた展開を図っていくことが望まれます。

\*福祉移送サービスとは、高齢者や障害者など、公共交通機関を利用することが困難な人が、通院、通所、レクリエーション、買い物等の社会参加のために利用できる移送サービスです。利用料金は、タクシーの概ね1/2となっています。